

奈良 税務署長 令和 〇 3 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の 確定申告書 B

現在の住所 〒630-8115 個人番号 (マイナンバー) 控えに個人番号の記載は必要ありません 生年月日 4 0 2 . 0 1 . 0 1

フリガナ イエカウ タロウ

氏名 家買 太郎

職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 家買 太郎 世帯主との続柄 本人

電話番号 0742-33-7161

種別 青色 分離 国出 損失 修正 特農の特 整理番号

収入金額等	事業	営業等	区分	①								
	業	農業	区分	②								
	不動産	区分1	区分2	③								
	利	子	④									
	配	当	⑤									
	給	与	区分	⑥		4	5	9	3	0	0	0
	雑	公的年金等	⑦									
		業務	区分	⑧								
		その他	区分	⑨								
		総合譲渡	短期	⑩								
	長期	⑪										
一	時	⑫										
所得金額等	事業	営業等	①									
	業	農業	②									
	不動産	③										
	利	子	④									
	配	当	⑤									
	給与	区分	⑥		3	2	3	3	6	0	0	
	雑	公的年金等	⑦									
		業務	⑧									
		その他	⑨									
		⑦から⑨までの計	⑩									
総合譲渡・一時	⑪											
合計	⑫			3	2	3	3	6	0	0		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬										
	小規模企業共済等掛金控除	⑭										
	生命保険料控除	⑮										
	地震保険料控除	⑯										
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑰-⑱				0	0	0	0		
	勤労学生、障害者控除	⑲-⑳					0	0	0	0		
	配偶者(特別)控除	区分	㉑-㉒				0	0	0	0		
	扶養控除	区分	㉓				0	0	0	0		
	基礎控除	㉔					0	0	0	0		
	⑬から㉔までの計	㉕			1	1	6	9	5	7	7	
雑損控除	医療費控除	区分	㉖									
	寄附金控除	㉗										
	合計	㉘										
	(㉕ + ㉖ + ㉗ + ㉘)	㉙			1	1	6	9	5	7	7	

税金の計算	課税される所得金額 (㉒ - ㉓) 又は第三表上の㉓に対する税額又は第三表の㉔	③		2	0	6	4	0	0	0	
	配当控除	③									
	特定増改築等特種借入金控除	区分	④								
	政党等寄附金等特別控除	⑤									
	住宅耐震改修特別控除等	区分	⑥								
	差引所得税額 (㉖ - ㉗ - ㉘ - ㉙ - ㉚ - ㉛)	④			1	6	9	0	0		
	災害減免額	④									
	再差引所得税額(基準所得税額) (㉜ - ㉝)	④			1	6	9	0	0		
	復興特別所得税額 (㉜ × 2.1%)	④							3	5	4
	所得税及び復興特別所得税の額 (㉜ + ㉞)	④			1	7	2	5	4		
外国税額控除等	区分	⑦-⑧									
源泉徴収税額	⑧			1	1	1	1	0	0		
申告納税額 (㉟ - ㊱ - ㊲)	⑨			-	9	3	8	4	6		
予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑩										
第3期分 納める税金の税額 (㊳ - ㊴)	⑩							0	0		
還付される税金 (㊳ - ㊴)	⑩			△	9	3	8	4	6		
その他の	公的年金等以外の合計所得金額	⑬									
	配偶者の合計所得金額	⑭									
	専従者給与(控除)額の合計額	⑮									
	青色申告特別控除額	⑯									
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑰									
	未納付の源泉徴収税額	⑱									
	本年分で差し引く繰越損失額	⑲									
	平均課税対象金額	⑳									
	変動・臨時所得金額	区分	㉑								
	延届納の出	申告期限までに納付する金額	㉒						0	0	
延届届出額	㉓							0	0		
還付される税金の所	南都	銀行 金庫・組合 農協	本店営業部	本店・支店 出張所 本所・支所							
	郵便局 名等	預金 種類	普通 当座 納税準備 貯蓄								
口座番号	0 1 2 3 4 5 6	記号番号									

第一表 この用紙は控用です。 ④・⑤・⑨・⑩ または⑫の記入をお忘れなく。

収受事実を確認されたい方は、収受日付印を押なつしますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)

所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

税理士 署名 電話番号

税理士法曹事務所 30条 33条の2